

## 企画競争実施の公示

令和8年4月24日

近畿運輸局 観光部長 金澤 重之

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

食から広がる地域周遊と旅アト消費  
～飲食店などを観光案内拠点とした地域周遊モデル実証事業～

#### (2) 事業の背景及び目的

訪日外国人旅行者数は回復・拡大している一方、旅行者の行動は一部の観光地に集中しており、地域内での周遊や消費の広がりとは言いえない。特に、奈良県及び兵庫県は、歴史・文化・自然・食といった多様で質の高い観光資源を有しているものの、大阪・京都からのアクセス利便性の高い主要観光地は日帰り観光が中心となっており、昼間時間帯の人流が集中することによる混雑や滞在時間の偏在が課題となっている。また、飲食店等は旅行者の行動導線上にあり、旅行者との接点が多いため、スタッフの人的リソースやノウハウの制約から観光案内の提供拠点として十分に機能しておらず、飲食店で得た食や地域情報への関心を、観光資源への訪問や地域周遊、特産品購入等の地域消費へつなげる仕組みが十分に構築されていない。また、飲食店等による情報提供が旅行者の行動にどのようにつながるかを簡易なデータで把握・検証する方法が確立されていない。

本事業は、奈良市及び姫路市を実証フィールドとし、訪日外国人旅行者をはじめとする多くの旅行者が滞在する飲食店等を旅行者の行動導線上の接点として活用し、食や地元商品、食材の背景などを入り口として、周遊行動につながる地域の観光情報へ接続する仕組みを構築する。これにより、飲食店等を起点として旅行者が地域の観光資源や体験、特産品に関心を広げ、「地域周遊」及び「地域消費の拡大」へつなげる可能性を検証する。具体的には、飲食店等に多言語対応のデジタル情報提供環境を整備し、店舗負担を過度に増やすことなく持続的に観光情報を提供できる仕組みを実装するとともに、地域周遊の促進、滞在時間の延長に加え、地域産品購入等の旅アト消費へつなげる導線を検証する。

あわせて、周遊行動につながる情報提供の方法、食体験と地域消費の関係、低コストで効果を把握する手法を検証し、地域事業者を活用した分散型観光案内モデルの成立条件を明らかにすることを目的とする。

#### (3) 履行期限

令和9年2月26日(金)

### 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有するものであること(但し、地方自治体を除く)。
- (3) 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 近畿運輸局観光部

TEL:06-6949-6411 MAIL:kkt-restaurant-kanko@gxb.mlit.go.jp

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年4月24日(金)から令和8年5月13日(水)17時まで、場所は上記(1)に同じ。

上記(1)に連絡の上、電子データでの交付を推奨する。

(3)企画提案書の提出期限、提出先及び方法

令和8年5月14日(木)17時まで、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集説明書に基づき6部提出のこと。(書式は、A4縦、横書き、左綴じとする。)

(4)説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5)企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

#### 4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

①特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

②企画競争参加者毎の審査及び評価項目毎の得点及び合計点

(9) 事業の詳細は説明書による。

以上